

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月二十日奈良県指令建第一〇二―五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十四日建第九三一八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十四日建第五五二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字勝目九〇番一、九〇番五、九〇番六及び九〇番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字勝目九〇番一

水路 大和高田市大字勝目九〇番六